

制 定 平成 26 年 3 月 25 日 近運自二公示第 72 号
最終改正 令和 7 年 10 月 28 日 近運自二公示第 35 号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離を短縮する場合の距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく標記については、
下記のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 28 日

近畿運輸局長 服部 真樹

記

運賃適用地域	営業区域	初乗距離を短縮 する場合の距離
大阪地区	大阪市域交通圏	加算距離 1 回分 を控除した距離
	北摂交通圏	加算距離 1 回分 を控除した距離
神戸市域地区	神戸市域交通圏	加算距離 2 回分 を控除した距離

ただし、上記運賃適用地域のうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号、以下「法」という。）」に定める特定地域及び準特定地域においては、法第 16 条第 1 項に基づき、近畿運輸局長が初乗距離短縮に係る運賃の範囲の指定を公示した場合に限り、法第 16 条の 4 第 1 項に基づき、初乗距離を短縮する運賃の届出を行うことができる。

附 則

1. 本公示は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則 （令和 元年 12 月 13 日付け近運自二公示第 32 号改正）

改正後の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 ５年 ５月 １日付け近運自二公示第 ６号改正）
改正後の規定は、令和 ５年 ５月 ３１日から適用する。

附 則 （令和 ７年 １０月 ２８日付け近運自二公示第 ３５号改正）
改正後の規定は、令和 ７年 １１月 ２７日から適用する。